

広島県告示第四百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十六年七月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年七月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道芸北大朝線	山県郡北広島町高野字一口掛二〇番一地从 山県郡北広島町高野字一口掛二二番一地从 地先まで	平成二十六年七月三日